

# 鳥取県薬物濫用対策推進計画

～薬物乱用のない社会づくりのために～



平成 28 年 10 月改定

鳥 取 県

鳥取県薬物乱用対策推進本部

# 目 次

はじめに	・・・ 1
1. 計画の構成	・・・ 1
2. 各主体の具体的取り組み	・・・ 2
<b>大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進</b>	・・・ 2
<b>プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります</b>	・・・ 2
<b>アクション1</b> ：青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります	
<b>アクション2</b> ：保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します	
<b>アクション3</b> ：青少年を有害情報から守ります	
<b>プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します</b>	・・・ 3
<b>アクション4</b> ：各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います	
<b>プラン3：普及啓発のための支援を充実します</b>	・・・ 3
<b>アクション5</b> ：普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します	
<b>アクション6</b> ：啓発用資材の充実を図ります	
<b>アクション7</b> ：地域の主体的な啓発活動を支援します	
<b>大目標2 監視、指導及び取締りの強化</b>	・・・ 4
<b>プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します</b>	・・・ 4
<b>アクション8</b> ：関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します	
<b>アクション9</b> ：インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します	
<b>アクション10</b> ：不正大麻・けしの発見、除去を行ないます	
<b>アクション11</b> ：脱法ドラッグの流通等の把握と規制、取締り強化を行います	
<b>アクション12</b> ：違法薬物の検査体制を強化します	

- プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します・・・5  
アクション13：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

**大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実**・・・6

- プラン6：相談体制を充実します・・・6  
アクション14：相談に対して的確に対応します  
アクション15：相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します  
アクション16：相談業務に携わる人材の育成を推進します

- プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します・・・6  
アクション17：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

- プラン8：関係機関が連携し回復を支援します・・・7  
アクション18：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します  
アクション19：薬物を止めようと努力する人に対し、関係機関が連携して再乱用防止に向け指導・助言を行います

**鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱**・・・8

## はじめに

現在、脱法ハーブ等で称される違法ドラッグにおける使用者の健康被害（興奮、幻覚、呼吸困難）が発生しており、全国的な社会問題となっています。

また、大麻やMDMA等の合成麻薬事犯についても、若年層を中心に増加傾向にあるとともに、違法薬物のインターネット販売等による若者への広がりが憂慮されています。

さらに、芸能人等の社会的影響力の強い人物の薬物事犯もあり、正しい知識の普及及び薬物に対する間違った認識の拡大を防止し、薬物事犯に手を出さないための啓発がますます重要となっています。

鳥取県では、平成25年3月に鳥取県独自の薬物乱用防止対策条例を策定し、同条例に基づき、このたび、薬物乱用対策推進本部やパブリックコメントによる県民の意見も取り入れた鳥取県薬物乱用防止対策推進計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき教育機関、医薬品関係団体、取締機関等と連携を図り、薬物乱用防止について総合的に教育・啓発活動、指導・取締、依存症の方への相談・支援等を行っていきます。

## 1. 計画の構成

### 【計画の基本的考え方】

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第6条第2項各号をもとに大項目を設定し、大項目ごとに具体的プランを設定する。
- (2) 具体的プランには各実施機関が取り組むアクションを記載し、各アクションに関する具体的対策を記載する。
- (3) 大項目
  - ① 県民への教育、学習及び啓発活動の推進
  - ② 監視、指導及び取締りの強化
  - ③ 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

【計画期間】 5年間（平成26年4月～平成31年3月）

## 2. 各主体の具体的取り組み

### 大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進

#### プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります

アクション1：青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります

- 薬物乱用防止指導員、学校薬剤師、警察職員等の協力により、中・高等学校での薬物乱用防止教室を計画的に開催するとともに、小学校や大学での開催にも努めます。【中国四国厚生局、医療指導課、スポーツ健康教育課、小中学校課、高等学校課、少年課、組織犯罪対策課】

目標：中・高等学校での薬物乱用防止教室をすべての学校で年に1回程度開催します。

アクション2：保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します

- 鳥取県PTA協議会及び鳥取県高等学校PTA連合会が主催する研修会等を活用し、薬物乱用防止について取り組むよう働きかけます。  
【家庭・地域教育課】
- 薬物乱用防止意識の高揚を図るため、薬物乱用防止指導員協議会や地域安全運動等を通じて地域住民に対する啓発活動を行います。  
【医療指導課、少年課、組織犯罪対策課】

アクション3：青少年を有害情報から守ります

- 薬物の販売等の有害情報から青少年を守るため、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンのフィルタリングサービスの普及を推進するため、街頭広報活動、学校等における講習等の啓発活動を行います。  
【少年課、組織犯罪対策課、青少年・家庭課】
- 薬物乱用を誘発する図書類は、青少年への販売等を自主的に規制していただき、中でも著しく薬物乱用を誘発するものは県が有害指定し、青少年への販売等を禁止します。  
【青少年・家庭課】

- インターネットに関するリーフレットの配布や保護者向け研修会の開催支援等を通じて、保護者に対し、有害情報についての啓発を進めます。  
【家庭・地域教育課】

## **プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します**

**アクション4**：各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います

- 関係機関や薬物乱用防止指導員協議会等ボランティア団体と協力し、薬物濫用防止啓発の各種運動（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動など）やキャンペーン等を実施するとともに、平成26年度以降学校等とも連携した普及推進のための全県を対象とした講演会等を開催します。

【中国四国厚生局、医療指導課、少年課、組織犯罪対策課、保護観察所】

- 新聞、TV、ラジオ、ポスター、リーフレットなど多様な媒体による広報・啓発活動を実施します。

【中国四国厚生局、医療指導課、少年課、組織犯罪対策課】

- 青少年育成鳥取県民会議及び各市町村民会議と連携して、薬物乱用防止の啓発活動を実施します。

【青少年・家庭課】

## **プラン3：普及啓発のための支援を充実します**

**アクション5**：普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します

- 薬物乱用防止指導員を対象に知識習得などのための研修会を実施します。

【中国四国厚生局、医療指導課】

**アクション6**：啓発用資材の充実を図ります

- DVD、紙しばい等の啓発用資材の充実を図ります。

【医療指導課】

- 関係機関が啓発用資材について情報共有し効果的に活用します。

【医療指導課】

## アクション7 : 地域の主体的な啓発活動を支援します

- 薬物乱用防止に取り組む団体等に対して、後援、啓発用資材の提供・貸し出しなどによりその活動を支援します。

【医療指導課】

- 地域で積極的に薬物乱用防止に取り組む団体・個人等へ、その功績に対して表彰を行います。

【医療指導課】

## 大目標2 監視、指導及び取締りの強化

### プラン4 : 多様な手法を用いた取締りを実施します

#### アクション8 : 関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します。

- 関係機関による会議等を通じて連携強化を推進します。  
【中国四国厚生局、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課、境海上保安部、神戸税関境税関支署】

- 薬物の供給源である密売組織、末端乱用者の取締りを徹底します。  
【中国四国厚生局、組織犯罪対策課】

- 水際における薬物密輸入事犯の取締りを推進します。  
【境海上保安部、神戸税関境税関支署】

#### アクション9 : インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します。

- インターネット等を利用した薬物密売情報の把握に努め、各種法令を活用して取締りを強化します。  
【中国四国厚生局、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課】

#### アクション10 : 大麻・けしを排除します。

- 鳥取県では一切の大麻・けしの栽培を認めません。  
【医療指導課】

- 地域をパトロールし、不正な大麻やけしを発見、除去を行なうとともに、土地の管理者へ周知・指導を行ないます。

【医療指導課】

**アクション11：脱法ドラッグの流通等の把握と規制、取締り強化を行ないます。**

- 医療機関などの協力により脱法ドラッグの使用実態を把握するとともに、当該医療機関の協力を得て使用者や家族からの情報等の入手に努め、販売先等に対する捜査・取締りなど必要な対応をとります。

【医療指導課】

- 脱法ドラッグの販売実態の把握に努め、監視・指導を強化します。

【医療指導課、中国四国厚生局、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課】

- 関係機関からの情報に基づき連携して速やかな調査を行うとともに、定期的に輸入雑貨店・ハーブ店等の訪問指導・調査を行います。

【医療指導課、中国四国厚生局、組織犯罪対策課】

**アクション12：違法薬物の検査体制を強化します**

- 関西広域連合と連携し試買、収去情報や検査結果の共有を行うなど、関西広域連合での広域的対応を強化します。

【医療指導課、衛生環境研究所】

- 包括指定以外の薬事法指定薬物について、標準品（検査試薬）の整備を進める。

【医療指導課、衛生環境研究所】

- 国立医薬品食品衛生研究所のデータベース（平成26年度整備予定）と連携し検査に活用する。

【医療指導課、衛生環境研究所】

**プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します**

**アクション13：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します**

- 病院、診療所などに対して、麻薬・向精神薬等の管理保管の徹底や

記録の整備などの状況を確認するため、必要に応じて立ち入り検査を実施します。

【中国四国厚生局、医療指導課】

- 保険者や医療機関の協力により、向精神薬等の過剰服用、転用を目的とした不適切な受診に対して指導を行いません。

【医療指導課】

### **大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実**

#### **プラン6：相談体制を充実します**

**アクション14：相談に対して的確に対応します。**

- 保健所、精神保健福祉センター、警察本部薬物110番などの相談窓口において、本人、家族等からの相談に対して生命・身体への危険性の有無等、相談の内容に応じ、医療機関の受診や薬物依存回復施設を紹介するなど適切な対応を図るとともに関係機関の連携を強化します。

【中国四国厚生局、障がい福祉課、組織犯罪対策課】

**アクション15：相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します。**

- 相談窓口及びサービス内容の情報をホームページやリーフレット等の各種広報媒体への掲載やイベント等での広報により相談窓口に関する情報の周知に努めます。

【中国四国厚生局、医療指導課】

**アクション16：相談業務に携わる人材の育成を推進します**

- 精神保健福祉センターにおいて、医師、保健師、福祉及び心理の専門職員等、相談に応じる職員に対し、薬物依存症に関する研修を実施します。

【障がい福祉課】

- また、保健所においても県民及び精神保健福祉にかかわる関係機関の職員等を対象に講演会等を実施します。

【障がい福祉課】

## プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します

### アクション17：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

- 家族に対する教育プログラム（家族教室）を実施し、医師や看護師による薬物依存症についての講義を開催します。

【障がい福祉課】

- 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行うことによって回復を支援している民間の相談機関があります。こうした相談機関に関する情報を、本人・家族の状況等を踏まえて必要に応じて提供します。

【中国四国厚生局、障がい福祉課】

## プラン8：関係機関が連携し回復を支援します

### アクション18：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

- 精神保健福祉センターや少年サポートセンター等の専門相談機関が連携することにより薬物乱用者等への支援の充実を図ります。

【中国四国厚生局、障がい福祉課、少年課、組織犯罪対策課】

### アクション19：薬物を止めようと努力する人に対し、関係機関が連携して再乱用防止に向け指導・助言を行います。

- 保健所、精神保健福祉センター等において、本人、家族等からの相談に対して、医療機関等と連携して対応します。

【障がい福祉課、保護観察所、少年鑑別所】

- 本人又は家族等からの薬物再乱用防止に関する相談に対し、的確な情報提供を行うなど、関係機関と連携して対応します。

【中国四国厚生局、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課、保護観察所、少年鑑別所】

## 鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱

### (目 的)

第1条 鳥取県における麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、本県の現状、課題、対策について協議するとともに関係諸機関の意見を聞き総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、鳥取県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）に基づく麻薬、覚せい剤等の乱用対策の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関し、関係機関の実務者の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他、麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3条 本部は、委員10人以内で組織し、薬物乱用防止活動関係者、学識経験者等から知事が任命する。

- 2 本部に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 会議は、会長と協議の上、福祉保健部長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて第5条に定める鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議（以下「実務者会議」という。）委員及び関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 第2項の規定による求めに対し委員は職務上支障がある場合は出席・説明・意見聴取及び資料の提出を拒むことができる。

### (実務者会議)

第5条 本部の運営にあたり必要な情報提供を行うため及び実務者会議構成員による情報交換・連絡調整を行うために 次に掲げる者による実務者会議を福祉保健部長が委嘱し組織する。

- (1) 県の職員

(2) 国の関係機関の職員

(3) その他、福祉保健部長が適当と認める者

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉保健部健康医療局医療指導課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、福祉保健部長と協議のうえ会長が別に定める。

附則 この要綱は昭和50年2月24日から適用する。

附則 この要綱は平成6年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成12年9月13日から適用する。

附則 この要綱は平成19年5月24日から適用する。

附則 1 この要綱は平成25年8月28日から適用する。

2 この要綱施行の際に現に委員である者及びこの要綱施行後現に委員である者の残任期中に新たに委員に委嘱する者の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附則 この要綱は平成25年10月11日から適用する。

附則 この要綱は平成25年11月29日から適用する。